

令和2年4月7日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

住居確保給付金の支給対象の拡大に係る
生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要です。

このため、住居確保給付金について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を一部改正し、令和2年4月20日から施行し、支給の対象を拡大することを予定しております。

住居確保給付金の相談に訪れた方の中には、単に住まいに関する課題のみではなく、家計管理の困難や公共料金や税等の滞納、就職に向けた活動がうまくいっていないなど、様々な課題を抱えていることも考えられます。自立相談支援機関では、相談者のニーズや課題を踏まえた包括的な支援を実施する観点から、住まいに限らない現在のお悩みや不安についても伺い、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業なども積極的に活用しながら、本人に寄り添った支援を推進していただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を行っていただくとともに、自治体及び自立相談支援機関（以下「自治体等」という。）におかれては、施行を見据えた体制の充実・強化を進め、確実な施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、この事務連絡の内容については、国土交通省から地方自治体の住宅部局や賃貸住宅関係団体・不動産関連団体へ周知されるので、住宅部局などと連携して対応を進めていただくようお願いします。

記

一 改正内容

住居確保給付金の支給対象者について、これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていたところ、それに加えて、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含めるとともに、所要の経費を令和2年度補正予算案に計上しています。

二 改正に係る申請の受付準備等について

今般、改正予定の省令案等をお示いたしますので、自治体等においては、令和2年4月20日からの施行、申請の受付開始に向けて、本日から施行日までの間において、以下の対応をお願いします。

- ・ 関連例規の整備など庁内における準備の推進
- ・ 申請様式及び記載例の事前配布や、対象要件・必要書類の教示など積極的な周知
- ・ 相談者が施行日以後速やかに申請できるように丁寧な説明等きめ細かな対応の推進
- ・ 施行日以後できる限り速やかに支給決定ができるような体制の強化の検討

なお、補正予算が執行可能となるまでの間における住居確保給付金に要する費用については、当面の間、令和2年度当初予算により対応をお願いいたします。

三 申請時の公共職業安定所への登録について

支給に際して満たすことが求められる求職活動の要件については、3月9日事務連絡で一部緩和したところですが、更に、今般の新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、公共職業安定所に対する求職の申し込みについて、当面の間、インターネットでの仮登録をもって正式な求職の申し込みと見なし、仮登録日及び仮登録番号を確認して、住居確保給付金の申請を受理していただくようお願いいたします。

四 現行の取扱いの周知について

住居確保給付金の対象者については、雇用契約によらず、開業にかかる公的な許可・届出等のない就労形態である、いわゆるフリーランスの方について、これまでも運用において個別の状況に応じて支給を行ってきたところですが、本改正により、休業等により給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある場合は申請が認められることとなりますので、改めて周知いたします。

また、離職等から2年以内の方という住居確保給付金の対象者については、申請日において離職・廃業中であることを求めるものではなく、例えば、2年以内に離職した方が、離職後に生計を維持するためにアルバイト等で収入を得ている場合など、現在就労していても、2年以内の離職等を契機として経済的な困窮状態が継続している方であれば、申請日の属する月の所得が収入基準額を下回る等要件を満たすと申請が可能となります。

で、この点も改めて周知いたします。

五 一時生活支援事業の活用等について

住居確保給付金の活用に加え、住居を失った方で、当面の生活に困窮している方については、一時生活支援事業の枠組みの中で、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等を活用し、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の提供をしながら、個人の状況に応じた就労や住まいの確保を支援するなど自立した生活を目指すことが必要です。この一時生活支援事業を未実施の自治体でも新たにこの事業を活用して、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の供与や衣食を提供する取り組みを積極的に進めていただきますようお願いいたします。

併せて、令和元年度に施行された地域居住支援事業を活用し、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関連団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集する、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなどの取組を進め、必要な方に住居に関する情報を提供することに努めていただきますようお願いいたします。

六 自立相談支援機関の体制整備について

今後、住居確保給付金の相談や申込が増加すること、これを契機に継続的な支援を行う対象者が増加することが見込まれる中、相談窓口である自立相談支援機関の体制を強化する必要があります。体制強化が行われることにより、本人に寄り添った、よりきめ細かな支援の提供も期待できるところです。

住居確保給付金の支給事務を行う各自治体においては、自立相談支援機関と協議の上、以下の例を参考として、必要な体制強化をお願いいたします。

特に、施行日である4月20日の前後には、多くの相談が見込まれることから、市の本庁等の職員が応援に入り、相談支援のサポートや誘導業務を行う、また、専用会場を設けるなど、特段の配慮をお願いいたします。

(体制拡充の例)

- ・ 相談支援員等の新規雇用
- ・ 事務員や事務補助員の新規雇用による相談支援員等の相談業務への集中化
- ・ 定期報告物や不要不急の事務作業等の期限の延期による相談業務への集中化
- ・ 居住支援協議会等との連携による住まいに係る相談のサポート強化

なお、このための体制整備に係る経費は、生活困窮者自立相談支援事業等負担金の国庫補助の対象となります。また自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置してアウトリーチの充実や土日祝日や時間外の相談の実施等相談へのアクセス向上等の取組を実施

する場合には、一定の要件で、「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」
（補助率10/10）を活用できる場合があります。これらについて必要な経費を措置し
ていただきますようお願いいたします。

以上

(参考)

- ・ 令和2年3月9日（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）
「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」
就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方へ住居確保給付金の活用及び自立相談支援について周知
- ・ 令和2年4月2日（国土交通省住宅局住宅総合整備課、土地・建設産業局不動産課事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」
民間賃貸住宅に居住しており、生活に困窮している方に対しては、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応及び自立相談支援機関や住居確保給付金の紹介を賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対して依頼
- ・ 令和2年4月3日（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）
「民間賃貸住宅事業者から紹介による住居確保給付金等の相談があった場合の適切な対応について」
自治体に対して住居確保給付金等の相談があった場合には適切に申請に結びつけるなど必要な支援を依頼

○厚生労働省令第 号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。
 - イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

改正前

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。
- 二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三
五
(略)

三
五
(略)

様式第一号（表面）を次のように改める。



生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	満()歳
③電話番号			④性別	男・女	

⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期

離職等した事業所

(2) 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の
収入を得る機会の減少
の状況

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況
等、世帯の生計の維持
にかかる状況

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期

喪失した住居の住所

現在の状況

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所

住居の家主等

喪失するおそれのある
住居の家賃額現在の収入状況等、住
居喪失のおそれがある
理由、状況等

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					
氏名					
続柄	本人				合計
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

都道府県等の長殿

申請者氏名

記名押印又は署名

印

申立事項

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

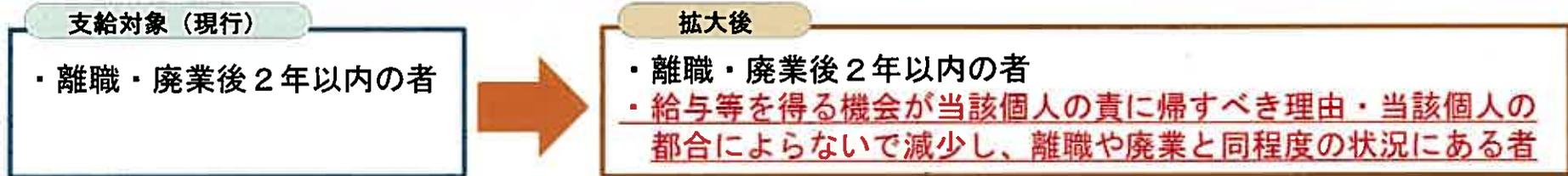
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
ができる。

住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

令和2年度 補正予算案: 27億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)



【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

- 【支給要件】
- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと
(東京都特別区の目安)単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
 - 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)
(東京都特別区の目安)単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
 - 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

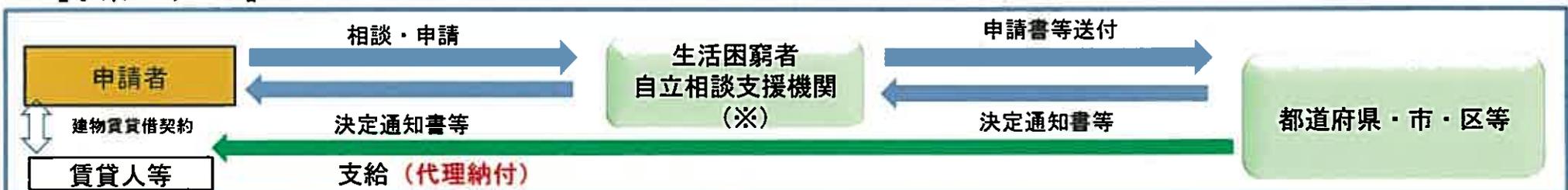
} 等

【支給額】 (東京都特別区の目安) 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

〇〇市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先

●●●●●●●● (※自立相談支援機関の窓口名称)

電話：●●●●●●●●●●●●●●

受付時間：(月～金曜日 9:00～17:00 等)

住所、地図等

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

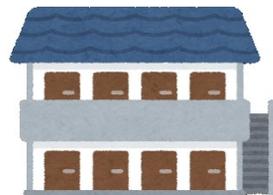
これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※〇〇市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）				支給家賃額（上限額）			
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）													
支給家賃額（上限額）													
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の
(自立相談支援機関名) に相談してください。